

# 貴金属の買い取りに関する相談急増



最近、消費者の自宅を訪問し、金やプラチナなどの貴金属を使ったアクセサリーや和服等を買取るという相談が急増しています。

【事例1】相談者は70歳の女性。自宅に男性営業員が来訪して、「貴金属の買い取りをしている。今なら高く買い上げることができるので、持っているネックレスや指輪があったら出して欲しい」としつこく言われて、ネックレス・指輪など5点を出し、買い取りに応じてしまった。買い取りには健康保険証の番号が必要と言われたので、見せたら営業員が控えて帰った。しかし、後になってみると思い出深い品物なので返して欲しいと思い、業者に連絡したが返品できないと言われた。

買い取りに関しては、業者が消費者の自宅を訪問して契約した場合であっても、特定商取引法の規制を受けないと考えられており、クーリング・オフはできません。一度、業者に貴金属等を渡してしまったら、その後、返品を求めても取り戻すことは大変難しいです。

最近、「ペースメーカーの部品になるので人の命が助かる」「医療機器に再生するので社会貢献になる」など、親切心につけ込むケースが出ています。心臓ペースメーカーの主材料は金やプラチナではありません。

## \*アドバイス\*

- ・ 物品を取り戻すのは極めて困難であるため、契約するかどうかをまず十分に検討すること。買い取ってもらう意思がないなら毅然と断ること。
- ・ 一人で対応するのは避けること。
- ・ 貴金属の買い取りをするには、古物商の許可が必要です。
- ・ 契約前に業者の住所・電話番号を確認し、古物商許可証の提示を求めること。
- ・ 困ったことがあったら、消費生活センターに相談ください。